

防府市営住宅単身入居に関する取扱い要領

昭和55年10月1日制定

(目的)

第1条 市営住宅の単身入居について、防府市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第41号。以下「条例」という。）に定めるものを除くほか、入居の取扱いについて定めるものとする。

(証明等)

第2条 単身者で市営住宅の入居資格を有するものであることの証明は、次により行うものとする。

単身入居できる者の区分	証 明 書
イ 60才以上の者	住民票の写し
ロ 身体障害者手帳の1級～4級の交付を受けている者	福祉事務所長の証明又は身体障害者手帳の写し
ハ 精神障害者及び知的障害者	福祉事務所長の証明、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
ニ 戦傷病者手帳の交付を受けている者	山口県援護事務主管課長の証明又は戦傷病者手帳の写し
ホ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則第2条に規定する特別手当証書の写し
ヘ 生活保護受給者	福祉事務所長の証明
ト 海外からの引揚者	山口県援護事務主管課長の証明
チ ハンセン病療養所入所者等	山口県援護事務主管課長の証明
リ DV被害者	福祉事務所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し

(介護を要するものの判定)

第3条 入居申込者が身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とする者で、市営住宅の入居がその者の実情に照らし

て適切であるか否かの判定は、福祉事務所長等の意見を聴いて判定する。

(住宅の供給等)

第4条 条例第6条第3項の規定による単身者が入居できる住宅は、3DKと3LDKを除く全ての間取りの住宅とする。ただし、別表の住宅の3DKについては単身で入居できるものとする。

2 単身者の入居にあたっては、良好なコミュニティの構成と単身入居者の社会的孤立を防止するという観点から特定の棟に偏ることのないよう配慮するものとする。

附 則

この要領は昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

住 宅	単身者が入居できる3DKの住宅
吉敷住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
田島住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK(36棟の身体障害者向け住宅3DK及び37棟の複数世帯向け住宅3DKを除く)
佐野住宅	全ての棟の3DK
緑町住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
古祖原住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
北山手住宅	1階及び2階の3DK
黄金通り住宅	全ての棟の3DK
丸山住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
西石ヶ口住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
新橋町住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
柳原北住宅	1階及び2階の3DK
新前町住宅	全ての棟の1階及び2階の3DK
柳原南住宅	1階及び2階の3DK
中新田住宅	1階及び2階の3DK